

国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標の新旧対照表

(主務府省：環境省)

改正後	改正前
<p><中長期目標> 国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標案</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。</p> <p>令和 3 年 3 月 2 日 変更 令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(令和 3 年</p>	<p><中長期目標> 国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。</p> <p>令和 3 年 3 月 2 日</p> <p>(略)</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成 30 年</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 225 1115 395"><u>9月10日、デジタル社会推進会議幹事会決定</u>等を踏まえ、<u>デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p data-bbox="192 456 1115 807"> (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。 (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。 </p> <p data-bbox="192 871 241 903">(略)</p>	<p data-bbox="1133 225 2074 304"><u>6月7日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定</u>等を踏まえ、<u>情報技術等</u>を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。</p> <p data-bbox="1151 456 2074 807"> (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。 (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。 </p> <p data-bbox="1151 871 1200 903">(略)</p>